

軽自動車や原付自転車など 名義変更と廃車は届け出を

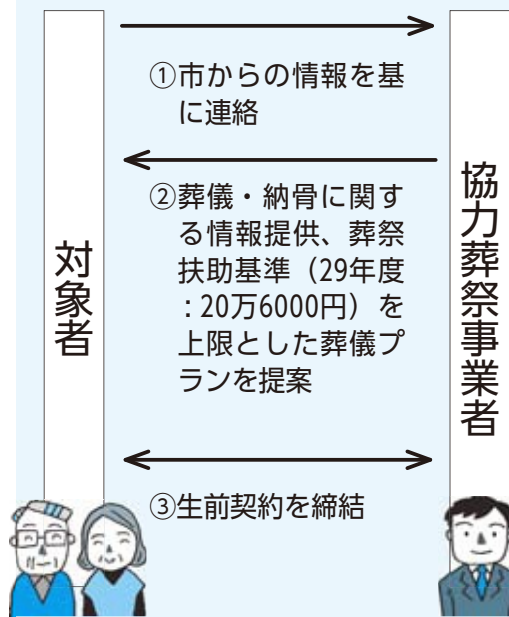
軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車や原動機付自転車などを売却して名義が変わる・廃車する・所有者が亡くなった一などの場合は、早めに届け出てください。ナンバープレートの紛失や盗難に遭った場合は、警察に届け出て受理番号を確認し、次の各申告先に届け出てください。

図課税課 ☎70・5611。

【車種と申告先】

▶三輪・四輪の軽自動車▷軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所▷愛川町中津字桜台4071-5▷☎050・3816・3120▶自動二輪(排気量251cc以上)▷相模自動車検査登録事務所▷愛川町中津字桜台7181▷☎050・5540・2037▶軽二輪(排気量126cc以上250cc以下)▷軽自動車協会相模支所▷愛川町中津字桜台4071-33▷☎050・5540・2037▶原動機付自転車・小型特殊自動車▷綾瀬市役所同課

生前契約までの流れ



市と協力葬祭事業者(事業者)が連携し、身寄りがなく、経済的にゆとりがない市民の葬儀・納骨の生前契約を支援する「葬儀生前契約支援事業」を、3月1日から開始します。市から、事業者の情報を

3月1日から開始 葬儀・納骨の生前契約支援

70・5626。図課税課資産税担当 ☎

家庭的・居宅訪問型・事業所内の各保育事業、企業主導型保育事業、市民緑地を設置した場合で、一定の要件を満たした固定資産は、課税標準額の特例割合を下表のとおりとします。

地方税法の改正に伴い、市税条例の一部を次のとおり改正しました。

固定資産税の わがまち特例

税率を軽減 市税条例の一部を改正

提供します。契約後は、市と事業者が対象者の情報を管理するとともに、市が定期的に安否確認を行います。事業者が葬儀を履行する際は、市が対象者の希望する知人などに死亡の連絡をします(市から補助金を支給する事業ではありません)。

市内在住の65歳以上で、身寄りがいない単身者か夫婦のみの世帯で、生活にゆとりがなく、葬儀を行う人がいない方対象(預貯金や収入などの条件あり)。

身寄りがある方や一定以上の収入がある方などは、悩みに合わせた相談窓口の情報を提供します。支援を希望する方は、事前に相談してください。相談は、福祉総務課へ直接。図同課 ☎70・5624。

5611。図同課市民税担当 ☎70

一定の環境性能を有する車両で、昨年4月1日(今)年3月31日に新規登録をした新車は30年度課税分、今年4月1日(来)年3月31日に新車登録をした新車は31年度課税分の軽自動車税に限り、税率を軽減します。税額は、納税通知書でお知らせします。

三輪・四輪の 軽自動車税の税率

マイナンバーカードの申請

写真撮影を無料で受け付け

通知カードと一緒に送付している個人番号カード(マイナンバーカード)申請用封筒の差出有効期間が、平成29年(2017年)10月4日までとなっている場合でも、来年5月31日まで切手を貼らずにそのまま使用できます。

郵送による申請以外にも、パソコンやスマートフォンから申請することができます。

市民課でのオンライン申請時に、写真撮影を無料で受け付けていますので、利用してください。

図同課 ☎70・5668。



| 種類 | 対象資産(取得時期) | 特例割合 |
|----------------------------------|--|---------------------|
| 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 | 児童福祉法に規定する許可を得た者が家庭的保育事業用などに供する家屋、償却資産(昨年4月1日以降) | 3分の1 |
| 企業主導型保育事業 | 子ども・子育て支援法に基づく国の補助(運営費)を受けた者が、児童福祉法に規定する業務を目的として設置した施設の土地、家屋、償却資産(昨年4月1日~来年3月31日) | 課税後 5年度分 3分の1 |
| 市民緑地 | 緑地保全・緑化推進法人が土地を所有しているか、無償で借り受けて都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置や管理する市民緑地用に供する土地(昨年6月15日~来年3月31日) | 課税後 3年度分 3分の2 |

| 相談の名称(相談無料) | 日時(祝日・振り替え休日の閉庁日は除く)・相談内容など | 図 | | |
|--|--|--|--------------|------------------------|
| 3月の相談 | 法律相談(弁護士) | 7日・14日・28日の各水曜日と22日(木)13時~16時30分(予約は前週の相談日8時30分から) | 市民課 ☎70・5605 | |
| | 夜間法律相談(弁護士) | 8日・22日の各木曜日18時~20時30分(予約は前週の木曜日8時30分から) | | |
| | 司法書士相談(司法書士) | 20日(火)13時~16時。不動産登記、成年後見人の手続きなどに関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から) | | |
| | 行政書士相談(行政書士) | 5日(月)13時~16時。相続・遺言・各種許可の手続書類作成に関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から) | | |
| | 不動産相談(専門相談員) | 19日(月)13時~16時。不動産に関する事(予約は1か月前の相談日8時30分から) | | |
| | ひとり親家庭の相談(母子・父子自立支援員) | 毎週火・木・金曜日9時15分~12時15分・13時~17時。暮らし、子ども、就職、福祉資金貸付けなど | | 子育て支援課 ☎70・5664 |
| | 障がい児者相談(専門相談員) | 毎週月~金曜日10時~15時。障がい児者の生活全般について | | 障がい児者相談支援センター ☎77・1118 |
| | 障がい者就労相談(専門相談員) | 毎週火曜日10時~15時。障がい者の就労のための生活相談、面接同行、家庭訪問など | | |
| | 成人健康相談 | 7日(水)・20日(火)9時30分~11時45分。生活習慣病などの相談。骨密度測定もあり | | |
| | 保健師による心の健康相談 | 22日(木)10時~11時30分。心の健康相談 | | 健康づくり推進課 ☎77・1133 |
| | 聴覚相談 | 22日(木)9時~11時30分。聴覚チェックと聞こえの相談。40歳以上の方対象 | | |
| | シニアあったか相談(専門相談員) | 毎週月~金曜日8時30分~17時。1人暮らし高齢者の心配事などについて | | 地域包括ケア推進課 ☎77・1116 |
| | DV専門相談(専門相談員) | 毎週月~金曜日13時~17時。配偶者などからの暴力について | | |
| 行政相談(行政相談委員) | 12日(月)13時~16時。国などの行政に関する意見や苦情 | 市民課 ☎70・5605 | | |
| 人権身上相談(人権擁護委員) | 12日(月)13時~16時、305会議室。近隣トラブル、いじめ、暴力など | | | |
| 保育入所相談(保育コンシェルジュ) | 毎週月~金曜日9時~12時15分・13時~16時。保育所ほか子どもの預け先など | 子育て支援課 ☎70・5615 | | |
| 妊娠・出産・子育て総合相談 | 毎週月~金曜日8時30分~12時15分・13時~17時。妊娠・出産・子育ての悩み、児童虐待について(電話可) | | | |
| いきいき健康・食事相談 | 毎週月~金曜日8時30分~12時15分・13時~17時。健康・栄養・酒害相談など | 健康づくり推進課 ☎77・1133 | | |
| 高齢者ヘルスアップ相談 | 5日(月)10時~11時30分、高齢者福祉会館。健康相談、心の健康相談 | | | |
| 消費生活相談(専門相談員) | 毎週月・火・木・金曜日10時~12時・13時~16時。訪問販売・商品のトラブルなど(電話可) | 消費生活センター ☎70・3335 | | |
| 教育相談 | 毎週月~金曜日8時30分~17時。子どもの教育・生活に関する心配事、悩みなど | 教育研究所 ☎79・0222 | | |
| 青少年相談(☎wm.77830@city.ayase.kanagawa.jpでも可) | 毎週月~金曜日9時~17時。子ども・若者(中学卒業~29歳)の悩み、非行、ひきこもりなど | 青少年相談室 ☎77・7830 | | |
| 障がい児相談(専門相談員) | 毎週月~金曜日8時30分~17時。発達に気になる児童や心身に障がいのある児童について | もみの木園 ☎76・6770 | | |